

抽出事案説明書

発注機関名: 文化スポーツ部スポーツ施設整備課

工事名	京都スタジアム(仮称)新築工事(主体工事)	
工事概要	<p>京都府は、サッカー、ラグビーなどの球技が非常にさかんでありながら、国際試合等の開催が可能な球技場がないことから、「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」から球技場の新設を検討すべきとの提言や、府民からの「専用球技場の整備を求める」約48万人の署名を受けた。</p> <p>これを受け、府民が一流の選手のプレーを見ることができ、青少年自身がこのスタジアムでプレーをしてみたいという夢やあこがれ、スポーツを通じた健全育成や、スポーツの楽しみや感動が得られる拠点となる施設にするため、専用球技場を整備するものである。</p> <p>【構造・階数等】 鉄筋コンクリート造一部PC鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造、地上4階、延床面積約34,140.05m²</p>	
入札参加資格及びその資格を設定した理由	<p>WT0対象の大規模な建設工事であるため、3者による特定建設工事共同企業体(JV)とし、以下のとおり資格要件及び同種工事の実績を求めた。</p> <p>1 代表者 経営事項審査総合評定値: 建築一式工事1,050点以上 施工実績: 官公庁等が発注の平成14年度以降に完工したS, RC又はSRC造の建築物で延べ床面積10,000m²以上かつ、平成9年度以降に完工した専用球技場、陸上競技場、野球場のいずれかで観客席10,000席(固定席に限る)以上で、新築又は増築の建築工事の元請実績</p> <p>2 構成員1 経営事項審査総合評定値: 建築一式工事900点以上 年平均完成工事高: 建築一式工事10億円以上 施工実績: 官公庁等発注の平成14年度以降に完工したS, RC又はSRC造の建築物の新築又は増築工事の府内元請実績</p> <p>3 構成員2 経営事項審査総合評定値: 建築一式工事850点以上 年平均完成工事高: 建築一式工事1.5億円以上 施工実績: 官公庁等発注の平成14年度以降に完工したS, RC又はSRC造の建築物の新築又は増築工事の府内元請実績</p> <p>※入札参加可能共同企業体数: 12企業体</p>	
入札参加資格があると認めた業者数(申込数業者)	2企業体(2企業体)	
入札参加資格がないと認めた業者数とその理由	該当なし	
入札経過 (電子入札)	入札公告 資料配付 申請受付 確認通知 開札 落札者 落札金額 予定価格 便入相談基準価格 落札率 特記事項	平成29年8月15日 平成29年8月15日~9月8日 平成29年9月7日~8日(申請者数 2企業体) 平成29年9月28日 平成29年10月27日(入札者数 2企業体) 竹中・公成・長村特定建設工事共同企業体 10,044,000,000円(税込み) 10,060,200,000円(税込み) 9,054,180,000円(税込み) 99.8%(予定価格事後公表) 入札辞退者:なし、入札無効:なし



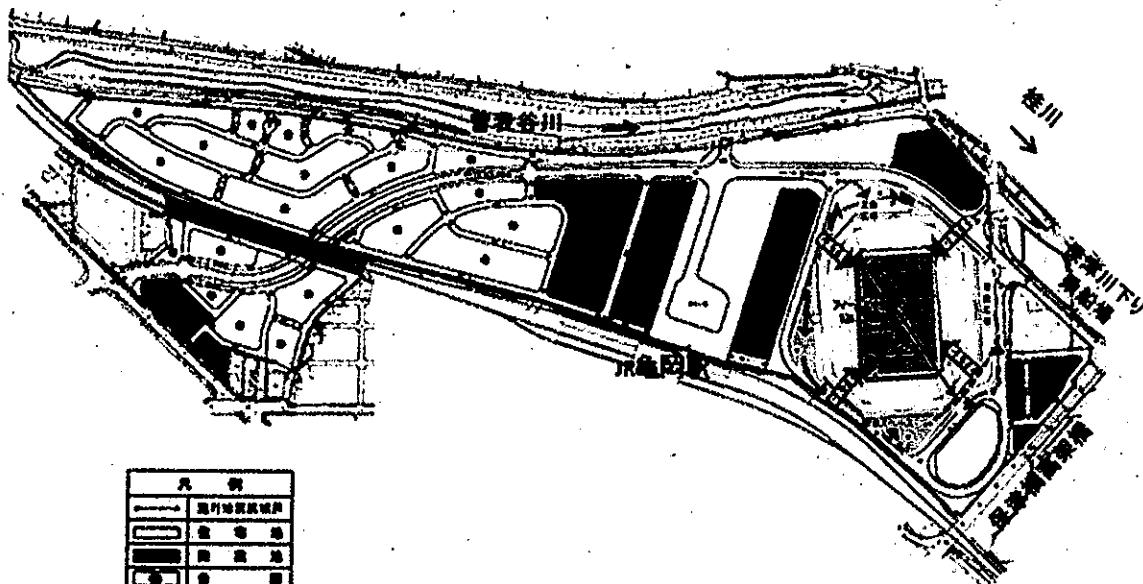
工事概要説明資料

1 工事概要

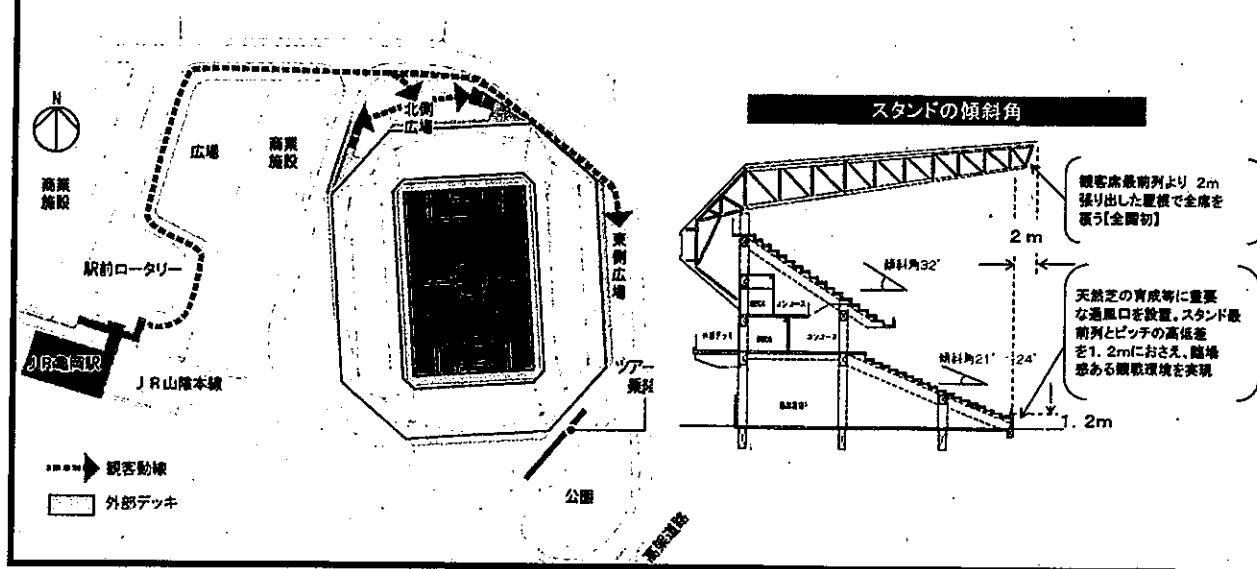
- (1) 工事名 京都スタジアム（仮称）新築工事（主体工事）
(2) 工事場所 京都府亀岡市追分町地内（亀岡駅北土地区画整理事業地内）
(3) 工事概要
・構造 鉄筋コンクリート造一部PC鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造
地上4階
・延床面積 34,140.05m²
(4) 工期 平成29年12月25日～平成31年12月28日

2 位置図、位置図（詳細）、スタンド断面図

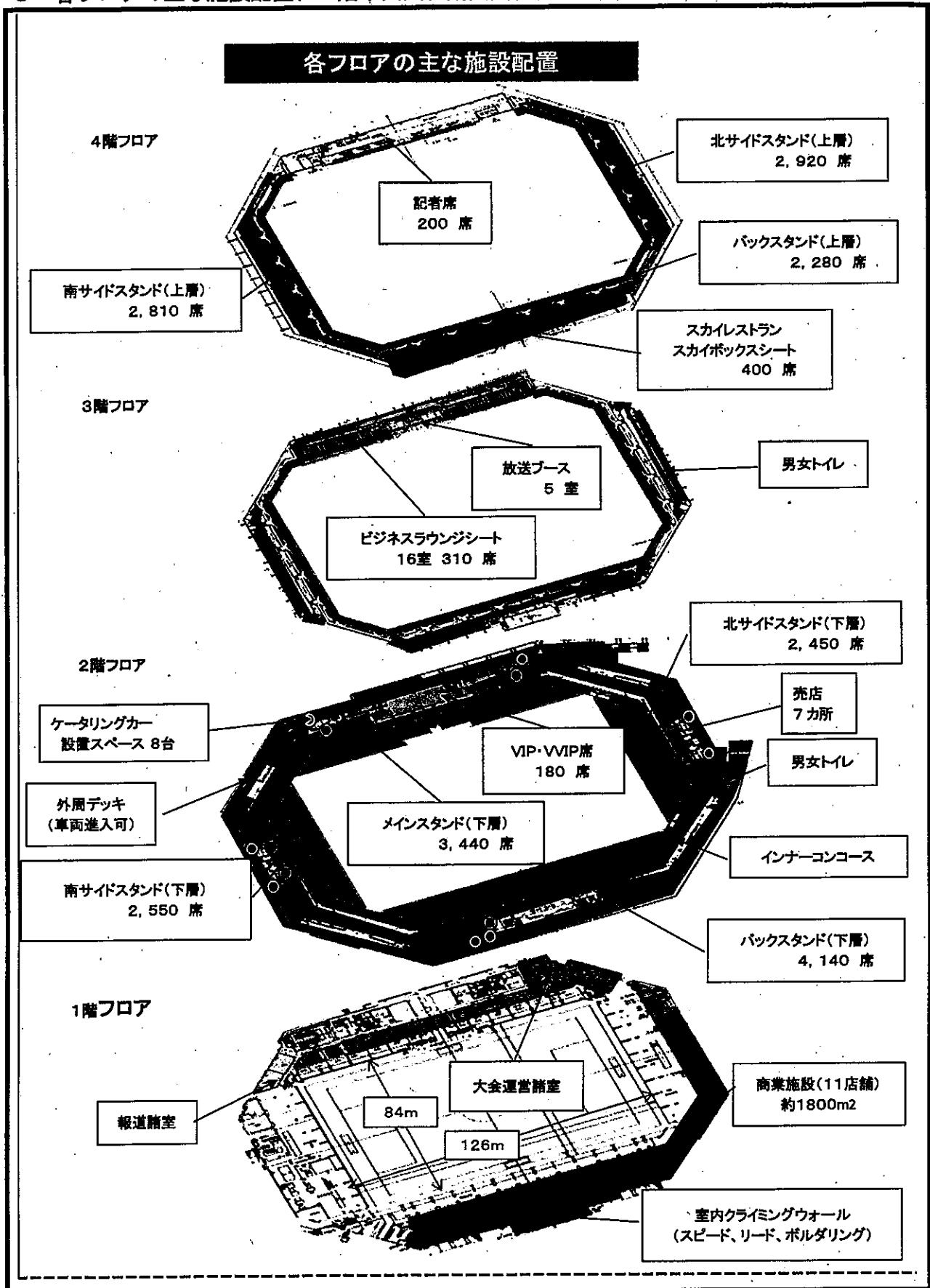
・位置図



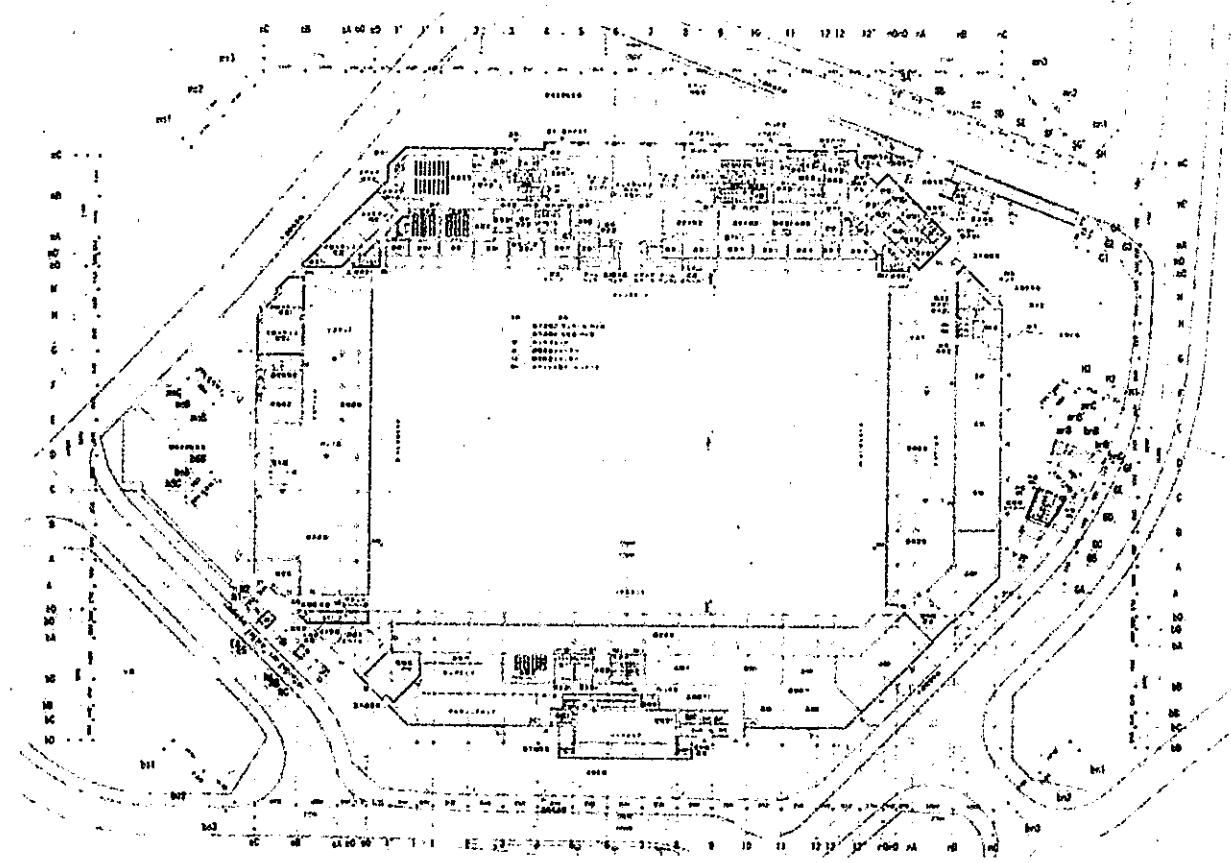
・位置図（詳細）



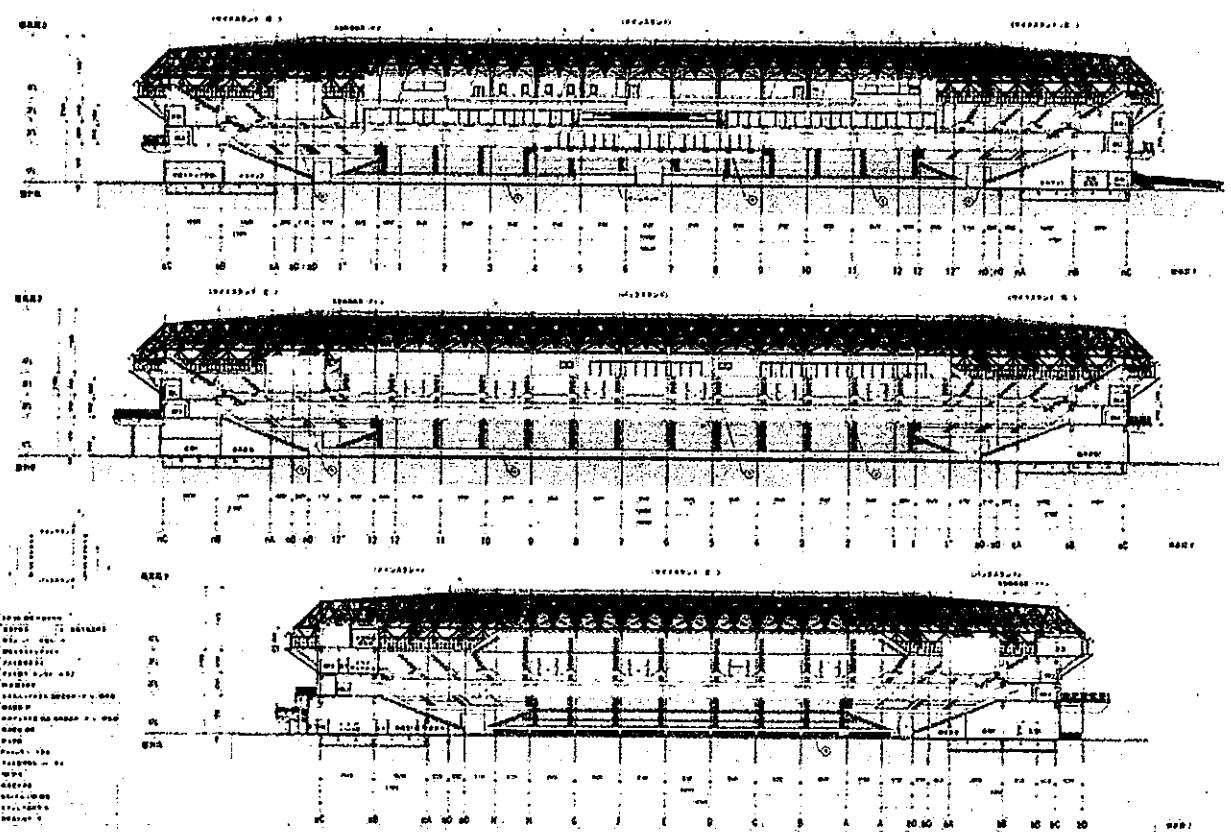
3 各フロアの主な施設配置、1階平面図、断面図、現況写真、パース図



・1階平面図



・断面図



右上：現況写真



中：内観パース(完成予想)



下：外観パース（完成予想）



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

平成 29 年 8 月 15 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

(1) 工事名

京都スタジアム（仮称）新築工事（主体工事）

(2) 工事場所

亀岡市追分町地内

(3) 工事概要

ア 構造

鉄筋コンクリート造（一部プレキャスト鉄筋コンクリート造）、屋根鉄骨造
地上 4 階

イ 延床面積

34,140.05 平方メートル

(4) 工事期間

工事開始日から平成 31 年 12 月 28 日まで（工事開始期限日：平成 30 年 2 月 1 日）

この工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、この公告に係る契約についての京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。

(5) この工事は、入札時 V E 方式（コスト縮減が可能な施工方法等についての技術提案を受け付け、提案に基づく入札を行う方法をいう。以下同じ。）の試行工事である。

(6) この工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。

(7) この工事は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

(8) この工事は、「低入札価格調査制度」を適用する。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町

京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課

電話番号（075）414-4284

ファクシミリ番号（075）414-4285

(2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5443
ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(3) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成 29 年 8 月 15 日 (火) 午前 9 時から平成 29 年 9 月 8 日 (金) 午後 4 時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（アの期間の最終日にあっては、午後 4 時）までに、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、この工事の入札参加要件を満たす者に限り有償で配布する。

(4) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間

平成 29 年 8 月 15 日 (火) 午前 9 時から平成 29 年 10 月 24 日 (火) 午後 2 時まで

イ 閲覧方法等

(ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。

(イ) 閲覧設計図書の全部については、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（アの期間の最終日にあっては、午後 2 時）までに、(1)の場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、(1)の場所に事前に問い合わせること。

(ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供し、それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、(1)の場所に事前に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は 3 社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たす構成員 1 並びに(2)及び(5)の要件を満たす構成員 2 であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、20 パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 4 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期

間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）がなされていない者であること。

エ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

オ 確認申請書を提出するときまでに府が発注した建設工事に関する債務の履行を遅滞していない者であること。

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 次に掲げるこの入札に係る工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がない者であること。

名称 株式会社東畠建築事務所

所在地 大阪市中央区高麗橋二丁目 6 番 10 号

(3) 共同企業体代表者の要件

ア 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前 1 年 7 月以内のものであって、直近のもの（以下「対象経審」という。）における建築一式工事の総合評定値が 1,050 点以上の者であること。

イ 国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく地方道路公社（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成 14 年度以降に完成した次に掲げるものの施工実績を有するものであること。

構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が 10,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築部分の延床面積が 10,000 平方メートル以上の建築物の増築に係る建築工事の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率が 1 を出資者数で除して得た割合の 60 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）として受注した工事

ウ 平成 9 年度以降に完成した次に掲げる工事の施工実績を有するものであること。

球技専用競技場、陸上競技場又は野球場で、観客席（固定席に限る。以下同じ。）10,000 席以上の規模を有する施設の新築又は増築部分の観客席が 10,000 席以上の規模を有する施設の増築に係る建築工事の元請として受注した工事

エ 監理技術者又は主任技術者として、建築一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成 14 年度以降に完成した構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が 10,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築部分の延床面積が 10,000 平方メートル以上の建築物の増築に係る建築工事の元請の監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。

オ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

カ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。

(4) 共同企業体の構成員 1 の要件

- ア 対象経審における建築一式工事の総合評定値が 900 点以上の者であること。
- イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成 14 年度以降に完成した構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築に係る建築工事の元請としての施工実績を有するものであること。
- ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあっては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。
- エ 主任技術者として、建築一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- オ 対象経審における建築一式工事の一級の技術職員数が 2 名以上の者であること。
- カ 対象経審における建築一式工事の年平均完工高が 10 億円以上のものであること。

(5) 共同企業体の構成員 2 の要件

- ア 対象経審における建築一式工事の総合評定値が 850 点以上の者であること。
- イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成 14 年度以降に完成した構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築に係る建築工事の元請としての施工実績を有するものであること。
- ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあっては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。
- エ 主任技術者として、建築一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- オ 対象経審における建築一式工事の一級の技術職員数が 2 名以上の者であること。
- カ 対象経審における建築一式工事の年平均完工高が 1.5 億円以上のものであること。

(6) 6 で定める入札時 V E 方式及び 7 で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項（以下「総合評価に関する事項」という。）に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、その内容が適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成 17 年 6 月 1 日付け 7 指第 216 号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

(8) その他の要件

この一般競争入札に参加しようとする者の構成員（代表者及び全ての構成員）は、別途公告予定の京都スタジアム（仮称）新築工事（電気設備工事）並びに京都スタジアム（仮称）新築工事（機械設備工事）との重複申請はできない。

4 入札参加に関する事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、府の平成 29 年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、(8)から(12)までに掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 同種工事の施工実績調書
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) 対象経審に係る結果通知書の写し

- (4) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し
- (5) 特定建設工事共同企業体委任状の写し
- (6) 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票
- (7) 業態調書
- (8) 建設業許可証明書の写し
- (9) 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類
- (10) 申請者が法人である場合は、商業登記事項証明書の写し
- (11) 営業所一覧表
- (12) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

5 入札時の技術提案の受け付け

入札時に施工計画等の技術提案を求める入札時VE方式及び総合評価の試行に当たり、それぞれ技術審査及び評価に必要な資料を提出し、内容の確認を受けなければならない。

(1) 入札時VE方式

図面及び仕様書に標準的な施工方法又は工事目的物の規格・寸法を示した部分について、コスト縮減が可能な施工方法等に関する技術提案を求める。

(2) 総合評価

入札時VE方式の技術提案を除く部分の工事施工に関し、地域への貢献や品質確保・安全管理等に資する技術提案を求める。

6 入札時VE方式に関する事項

(1) 技術提案の範囲

図面及び仕様書に標準的な条件を示した施工方法等（以下「標準案」という。）について、これと異なるコスト縮減等が可能な施工方法等に関する提案（以下「VE提案」という。）を求める。

(2) 提案の提出方法

VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出すること。なお、この施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。（入札時VE方式の審査に必要な技術資料を以下「VE提案書」という。）

(3) 提案の採否の通知

ア VE提案の採否は、書面により通知するものとする。

なお、VE提案が適正であると認められなかった場合には、その理由を通知する。

イ VE提案による施工計画が妥当と認められた者は、当該提案に基づく入札を行うこと。

(4) 施工計画のヒアリング

提出された施工計画の内容について確認の必要があると認められる場合には、ヒアリングを実施する。

(5) その他

入札時VE方式に関する事項の詳細については、入札説明書による。

7 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

この工事の総合評価については、標準点（100点）に地域貢献及び技術力の評価（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点）を加

えたものを、当該入札者の入札金額で除して得た評価値（以下「評価値」という。）をもつて行うものとする。

(2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す技術評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）及び総合評価に関する技術資料提出書を提出し、内容の確認を受けなければならない。

ア 技術提案書

地域貢献及び技術力についてその内容を示した技術提案を技術提案書として作成すること。

イ 総合評価に関する技術資料のヒアリング連絡先報告票

(3) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）の内容が、受注者の責めにより満足することができない場合は、次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点措置

イ 違約金の徴収

(4) その他

総合評価に関する事項の詳細については、入札説明書による。

8 入札参加資格並びに入札時VE方式及び総合評価に係る技術提案の確認

(1) 提出期間

平成29年9月7日（木）午前9時から午後6時まで及び平成29年9月8日（金）午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

ア 入札参加資格の確認

資格確認資料を(1)の期間内に提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、2の(1)の場所に持参又は郵送((1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

(イ) やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、確認申請書及び資格確認資料を各1部、2の(1)の場所に持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用す

るものに限る。)により提出すること。

イ 入札時VE方式に関する技術提案の確認

VE提案書を(1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、書面及びあらかじめウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データを各1部、2の(1)の場所に持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

ウ 総合評価に関する技術提案の確認

技術資料を(1)の期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、書面及びあらかじめウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データを各1部、2の(1)の場所に持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

ア 日時及び場所

各入札参加者ごとに別途通知する。

イ 出席者

共同企業体の全ての構成員が、配置を予定している全ての技術者

ウ 出席に係る費用

提出者の負担とする。

(4) その他

ア 確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類等は、返却しない。

イ 提出された書類等は、この入札以外の目的に使用することはない。

9 入札参加資格確認通知並びに入札時VE方式及び総合評価に係る技術提案の採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認をした者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認により、建設業者としての資格についての確認を行い、資格の有無を審査するものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は落札決定後に行う。

(2) 入札時VE方式に関する技術提案の採否通知

VE提案書の内容を確認した者には、VE提案の採否の審査結果通知を行う。

(3) 総合評価に関する技術提案の採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

10 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成29年10月23日(月)午前9時から午後6時まで及び平成29年10月24日(火)
午前9時から午後2時まで

イ 開札日時

平成29年10月27日(金)午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成 29 年 10 月 24 日 (火) 午後 2 時

- (1) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町
京都府総務部入札課
- (2) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- エ 予定価格に係る質疑及び再度入札に係る開札の日時の変更等については、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
- ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子入札システムにより入札書、工事費内訳書及び VE 提案を採用された者にあっては、採用された VE 提案によるコスト縮減に関する縮減額算定調書（以下「コスト縮減額算定調書」という。）を提出すること。
なお、工事費内訳書と別に作成したコスト縮減額算定調書を、ファイル圧縮ソフト等（zip 形式を推奨）で工事費内訳書ファイルと結合し一つのファイルにまとめた上で、工事費内訳書として提出すること。
また、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の容量が総量で 2 メガバイトを超える場合は、(1)のウの(イ)の提出先に持参又は郵送 ((1)のウの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) により提出するとともに、入札書に工事費内訳書又はコスト縮減額算定調書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。
- イ 紙入札者は、(1)のアの期間内（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に、入札書、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を(1)のウの(イ)の提出先に持参又は郵送 ((1)のウの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) により提出すること。ただし、再度入札を行う場合は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の持参又は郵送を要しない。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 3 に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の IC カードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札
- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して

入札に参加した者の行った入札

- キ その他不正の目的を持って ICカードを使用した者の行った入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 開札の日時において有効な工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札
- チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にあっては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が(1)のウの(イ)の提出先に到達するまで、電子入札者にあっては入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。

この場合、紙入札者にあっては、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(6) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、この入札は、低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、次の全てを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、この工事は、入札時 VE 方式の試行工事であることから、調査基準価格未満の判断については、コスト縮減額算定調書に記載されたコスト縮減額と入札額の合計額によって行うものとする。

(7) 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

(8) 契約内容に適合した履行がなされないと認められること。

イ 評価値が最も高い者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

ウ 低入札価格調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の指

名停止措置を受けた構成員を含む共同企業体のした入札は無効とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

11 入札保証金

免除する。

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 13 条第 5 項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、低入札工事にあって補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も、同様とする。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 契約手続

- (1) 落札者の決定後、7 日以内に、府のホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく仮契約書を作成すること。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。
- (3) 落札決定後、仮契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

15 その他

- (1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 入札時 V E 方式の技術提案と総合評価の技術提案の双方において、同一の提案を提出した場合は、総合評価における「工夫」として評価しない。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を 2 の(1)の組織から受けた者は、低入札価格調査に協力することとする。

また、落札者は、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札価格調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を府から求められた場合は、協力することと

する。

- (6) この工事は入札時VE方式の試行工事であることから、採用されたVE提案に基づくコスト縮減により、入札額が調査基準価格を下回った入札であると認められる者については、低入札価格調査、現場配置専任技術者（補助技術者）の増員及び前払金割合の減額の措置の対象としない。この場合、VE提案に基づくコスト縮減の内容等についてヒアリング等を実施する場合があるので、協力すること。
- (7) 採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）に伴う建築基準法（昭和25年法律第201号）上の計画変更手続等の法令手続については落札者により手続きを行い、これに係る一切の経費は落札者の負担とする。
- (8) VE提案については、別途発注する関連工事（電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備）への影響を最小限に留めるとともに、採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）により変更等が発生した場合は、落札者の負担により対応すること。
- (9) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することとする。
なお、契約日から工事開始までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- (10) 低入札価格調査を経て調査基準価格未満で契約する工事においては、次の措置を行う。
ア 工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者をそれぞれの構成員に専任配置すること。
なお、補助技術者は、3の(3)のエに示す監理技術者又は主任技術者としての経験を求めない。
また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。
イ 各年度の出来高予定額の10分の4以内としている前払金割合を、各年度の出来高予定額の10分の2以内とすること。
- (11) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日（平成30年2月1日）までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。
- (12) (5)及び(6)の協力をしないとき又は(9)若しくは(10)のアの遵守違反が確認されたときは、指名停止措置を行うことがある。

16 Summary

- (1) Main content of construction contract:
Construction of Kyoto Stadium (tentative name)
Building structures: Reinforced-concrete (partially precast concrete)
Steel structure (roof area)
No. of floors: 4 floors
Building scale: Total area of 34,140.05 sq. meters
- (2) Period for bid notification by online Kyoto bid information disclosure system:
From 9:00 a.m. on Tuesday, August 15, 2017 to 4:00 p.m. on Friday,
September 8, 2017
- (3) Bid period:
From 9:00 a.m. to 6:00 p.m. on Monday, October 23, 2017 and

from 9:00 a.m. to 2:00 p.m. on Tuesday, October 24, 2017

- (4) Bids will be revealed:

At 10:00 a.m. on Friday, October 27, 2017

- (5) For further information, please contact:

Sports Facilities Improvement Division, Department of Culture and Sports,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-Nishiuru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku Kyoto City
602-8570 Japan

TEL. (075) 414-4284

FAX. (075) 414-4285

入札説明書

京都スタジアム（仮称）新築工事（主体工事）に係る工事入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成29年8月15日

2 契約担当者 京都府知事 山田 啓二

3 担当部局

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

電話 (075) 414-4284 フax番号 (075) 414-4285

電子メール sposei@pref.kyoto.lg.jp

(2) 入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

京都府総務部入札課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

電話 (075) 414-5443 フax番号 (075) 414-5450

4 入札に付する事項

(1) 工事名

京都スタジアム（仮称）新築工事（主体工事）

(2) 工事場所

京都府亀岡市追分町地内

(3) 工事概要

ア 構造

鉄筋コンクリート造（一部プレキャスト鉄筋コンクリート造）、屋根鉄骨造

地上4階

イ 延べ床面積

34,140.05 m²

(4) 工事期間

工事開始日から平成31年12月28日まで（工事開始期限日：平成30年2月1日）

この工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、この公告に係る契約についての京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。

(5) この工事は、入札時VE方式（コスト縮減が可能な施工方法等についての技術提案を受け付け、提案に基づく入札を行う方法。以下同じ。）の試行工事である。

(6) この工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。

(7) この工事は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行工

事である。

- (8) この工事は、「低入札価格調査制度」を適用する。

5 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は3社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たす構成員1並びに(2)及び(5)の要件を満たす構成員2であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 12で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）がなされていない者であること。

エ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

オ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事に関係する債務を滞済していない者であること。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 次に掲げるこの入札に係る工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がない者であること。

名 称 株式会社 東畠建築事務所

所在地 大阪市中央区高麗橋二丁目6番10号

(3) 共同企業体代表者の要件

ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであつて、直近のもの（以下「対象経審」という。）における建築一式工事の総合評定値が1,050点以上の者であること。

イ 国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成14年度以降に完成した次に掲げるものの施工実績を有する者であること。

構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が10,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築部分の延床面積が10,000平方メートル以上の建築物の増築に係る建築工事の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）として受注した工事

ウ 平成9年度以降に完成した次に掲げる工事施工実績を有する者であること。

球技専用競技場、陸上競技場又は野球場で、観客席（固定席に限る。以下同じ。）10,000席以上の規模を有する施設の新築又は増築部分の観客席が10,000席以上の規模を有する施設の増築に係る建築工事の元請として受注した工事

エ 監理技術者又は主任技術者として、建築一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完成した構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が10,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築部分の延床面積が10,000平方メートル以上の建築物の増築に係る建築工事の元請の監理技術者又は主任

技術者として従事した経験を有すること。

オ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

カ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。

(4) 共同企業体の構成員1の要件

ア 対象経審における建築一式工事の総合評定値が900点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完成した構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築に係る建築工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあっては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、建築一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

オ 対象経審における建築一式工事の一級の技術職員数が2名以上の者であること。

カ 対象経審における建築一式工事の年平均完工高が10億円以上の者であること。

キ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の構成員になることができない。

(5) 共同企業体の構成員2の要件

ア 対象経審における建築一式工事の総合評定値が850点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成14年度以降に完成した構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築に係る建築工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあっては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、建築一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

オ 対象経審における建築一式工事の一級の技術職員数が2名以上の者であること。

カ 対象経審における建築一式工事の年平均完工高が1.5億円以上の者であること。

キ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の構成員になることができない。

(6) 7で定める入札時VE方式及び8で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項（以下「入札時VE方式に関する事項」及び「総合評価に関する事項」という。）に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、その内容が適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

(8) その他の要件

この一般競争入札に参加しようとする者の構成員（代表者及び全ての構成員）は、別途公告予定の京都スタジアム（仮称）新築工事（電気設備工事）及び京都スタジアム（仮称）新築工事（機械設備工事）との重複申請はできない。

6 入札参加に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、以下に示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、府の平成29年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、クからシまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置技術者の経験として記載した工事に従事したことが判明する図書の写しを提出すること。

なお、財団法人日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(CORINS)における「工事カルテ受領書」については、当該実績を証明する資料としては、取り扱わない。

ア 同種工事の施工実績調書

5の(3)のイ及びウ、5の(4)のイ及び5の(5)のイに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくともそれぞれ1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書

5の(3)のエ、5の(4)のエ及び5の(5)のエに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格申請時に配置予定技術者を特定すること。この入札においては、各構成員が複数の候補者を記入することは認めない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特殊な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加確認申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 対象経審に係る結果通知書の写し（審査基準日が、平成29年9月8日以前1年7月以内のものうち、直近のもの）

写しは原寸大とする。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

オ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

カ 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票（別記様式4）

キ 業態調書（別記様式5）

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者について、その者を別記様式5に記載すること。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にあるもの

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) その他(ア)から(エ)までと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者

ク 建設業許可証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。ただし、許可の有効期限が経過していて、更新申請中の場合は、建設業許可申請書及びその別表の写しを添付すること。

- なお、建設業許可通知書ではないので注意すること。
- ケ 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類
- (ア) 府税納税義務のある者は、発行後3か月以内の府税納税証明書の写しを提出すること。
- なお、府税納税証明書の交付は、最寄りの府税事務所、京都府広域振興局税務室、府税出張所又は京都府庁税務課（府庁1号館5階）で受けることができる。
- また、府税納税証明書の請求者が納税者でない者が交付申請する場合は、納税者の委任状を必ず添付する必要がある。
- (イ) 京都府内に営業所がない者等、府税納税義務の無い者は、府税納税証明書を受けることができないため、住所及び氏名を記入し（押印不要）、『京都府税については、納税義務がありません。』という文言を白紙に記入し、提出すること。
- コ 申請者が法人である場合は商業登記事項証明書の写し
発行後3か月以内のものの写しとする。
- サ 営業所一覧表
- 建設業許可申請書に添付する営業所一覧表（別紙2）を添付すること。
ただし、許可申請時以降に変更があった場合は、記載事項を修正すること。
- シ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類
- (ア) 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、書式その3（請求税目単位の証明）、書式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は書式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）のいずれかとし、発行後3か月以内のものの写しとする。
- (イ) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、京都府工事等競争入札心得の別記様式5-2（免税事業者届出書）に必要事項を記入の上提出すること。

7 入札時VEに関する事項

(1) 提案の範囲

ア 別記「VE提案条件」に記す条件の範囲内において、図面及び仕様書に標準的な条件を示した設計及び施工方法（以下「標準案」という。）について、これと異なるコスト縮減が可能な設計又は施工方法に関する提案（以下「VE提案」という。）を行うこと。

イ VE提案の対象とする設計及び施工方法

- (ア) 軸体構造（基礎、柱、梁、段床等）（杭は除く）
(イ) 屋根鉄骨構造

ウ 本工事においては、主体（建築）工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事の分離発注としている。VE提案については、関連工事（電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備）への影響を最小限に留めるとともに、採用された技術提案により関連工事が増額となる場合は、設計を含め本工事の落札者の負担とし、契約後に減額の変更契約とする。

また、関連工事が減額となる場合は、この減額を見込まないものとし、入札書は主体（建築）工事のみの縮減額を記載すること。

なお、関連工事に増減額が発生する場合は、設計に要する費用も含めて増減額がわかる資料を提出するものとする。

ただし、落札者が負担する関連工事の増額については、京都府が内容精査の上決定する。

(2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、以下のとおり入札時VEに関する技術資料（以下「VE提案書」という。）を提出し、内容の確認を受けなければならない。

ア VE提案により施工しようとする場合は、以下によりその内容を明示した施工計画を提出すること。

なお、この施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、

標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

イ VE提案による施工計画（別記様式13-1及び14-1から14-8まで）

（ア）技術提案の概要

標準案との相違点、写真・説明図等、特徴及び適用条件について記述する。

（イ）設計及び施工方法等

躯体（基礎、柱、梁、段床等）及び屋根鉄骨の設計に関する構造設計、準拠指針、平面、立面、断面等概略図面等及び施工方法等に関する仮設工、補助工法、仮設備計画、主要機械等について、施工上の留意点、工法の考え方、施工の確実性及び安全性について記述する。

（ウ）施工工程

全体の施工工程について記述する。

（エ）適用性

品質、出来形、安全性、メンテナンス性等に関する技術的な所見を具体的な数値、図表等を用いて記述する。

（オ）経済性

標準案と比較して、経済性に優れると考えられる項目及びその内容を記述する。

（カ）施工実績

施工実績、試験施工の実績、特許取得、建設技術評価、民間開発建設技術の審査証明、公共事業における新技術活用システム登録等について記述する。

また、産業財産権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項について記述する。

（キ）VE提案条件との適合性

施工範囲、寸法・形状、施工用地、施工工期及び設計条件等のVE提案条件との適合性について、根拠を示し具体的に記述する。

（ク）設計技術者の資格

実施設計を行う技術者の氏名、法令等による資格・免許及び主な職歴・経歴等を記入する。

なお、設計に関する提案が無い場合は、記入を要しない。

ウ 標準案による施工計画（別記様式13-2及び14-1から14-7まで）

イの（ア）から（キ）について、標準案に基づき施工する場合の内容を記入する。

なお、標準案との相違点等に関し記載することとなっている欄については、「標準案に同じ」と記載すれば足りる。

エ 施工計画は、VE提案による場合と標準案による場合についてそれぞれ取りまとめてこととし、記載項目ごと所定の様式にA4判2ページ以内（文字サイズは10ポイントとする。）となるよう簡潔にまとめ、必要に応じ説明資料を添付すること。

オ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を入札参加者に求めることができる。

カ (3)に定めるヒアリングの実施に際し連絡先報告票（別記様式15）を作成すること。

（3）VE提案の審査

VE提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性を、また標準案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性等を評価する。

なお、一の共同企業体がVE提案及び標準案の施工計画を併せて提出した場合において、VE提案に基

づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は行わない。

また、提出された施工計画の内容について確認の必要があると認められる場合には、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリング日時及び場所については、3の(1)の担当部局から各入札参加者ごとに別途通知する。

出席に係る費用は入札参加者の負担とする。

(4) VE提案の採否の通知

ア VE提案の採否については、書面により通知するものとする。

なお、VE提案が適正であると認められなかつた場合には、その理由を通知する。

イ VE提案による施工計画が妥当と認められた者は、当該提案に基づく入札を行うこと。

(5) VE提案内容の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において設計及び施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が低減されるものではない。

(7) 実施設計

ア 実施設計は、採用されたVE提案に基づき、別記「VE提案条件」に示す条件の範囲内で、受注者において実施する。また、これに伴う建築基準法上の計画変更手続等の法令手続きについても、受注者において実施すること。実施設計及び建築基準法上の計画変更手続等の法令手続きに要する費用は受注者が負担するものとする。

イ 受注者が行った実施設計の内容を、発注者が審査し承諾するものとするが、請負代金の変更は行わない。

ウ 発注者により実施計画の承諾を受けたとしても、その内容について受注者の責任を免れるものではない。

エ 実施設計は、以下に掲げる技術基準等を適用する。記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成21年版）（国土交通省）によるものとする。

建築工事設計図書作成基準	平成 28	年版
建築設備工事設計図書作成基準	平成 27	年版
建築設計基準	平成 26	年版
建築構造設計基準	平成 25	年版
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成 25	年版
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成 8	年版
木造計画・設計基準	平成 23	年版
建築設備計画基準	平成 27	年版
建築設備設計基準	平成 27	年版
建築設備設計計算書の手引	平成 21	年版
建築設備耐震設計・施工指針	2014	年版
昇降機耐震設計・施工指針	2014	年版
雨水利用・排水利用設備計画基準	平成 28	年版
構内舗装・排水設計基準	平成 27	年版
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成 28	年版
公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	平成 28	年版
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	平成 28	年版
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	平成 28	年版

公共建築木造工事標準仕様書	平成 28 年版		
建築物解体工事共通仕様書	平成 24 年版		
敷地調査共通仕様書	平成 27 年10月版		
建築工事標準詳細図	平成 28 年版		
電気設備工事標準図 / 機械設備工事標準図	平成 28 年版		
建築工事監理指針	平成 28 年版		
建築改修工事監理指針	平成 28 年版		
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	平成 28 年版		
公共建築工事積算基準	平成 28 年12月版		
公共建築数量積算基準	平成 18 年版		
公共建築設備数量積算基準	平成 15 年版		
公共建築工事標準単価積算基準	平成 28 年12月版		
公共建築工事積算基準等資料	平成 28 年12月版	貸与	
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項	平成 28 年度2月版	貸与	
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	平成 28 年度	貸与	
京都府建設交通部営繕課 電気/機械設備工事積算参考資料	平成 28 年度	貸与	
営繕工事積算チェックマニュアル	平成 28 年版	貸与	

- オ 実施設計の標準条件は、設計図書に示す特記仕様書による。
- カ 実施設計の内容は、本工事に対する設計及び施工方法とする。
- キ 受注者は実施設計の着手前に管理技術者を発注者に通知するものとする。
- ク 実施設計を行う管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があることとする。

8 総合評価に関する事項

- (1) この工事の総合評価については、標準点（100点）に地域貢献及び技術力の評価（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を、当該入札者の入札金額で除して得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。
- (2) 入札に参加を希望する者は、本書に示す技術評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）及び技術資料提出書（別記様式6）を提出し、内容の確認を受けなければならない。
- (3) 提出資料

提出する技術資料は、次のとおりとし、別表制約条件の範囲内で、実績を踏まえた具体的な提案内容及び提案を採用した際の効果を示すこととし、発注者が示す仕様若しくは施工方法より優れていれば加算点を与える。

なお、入札時VE方式と総合評価の双方において同一の技術提案を提出した場合は、総合評価における「工夫」として評価しない。

ア 技術提案書

指定様式によりそれぞれ定められた提案数及びページ数を上限としてA4版で簡潔に記載すること。
(文字サイズは10ポイントとすること。)

なお、指定様式の「留意事項」を削除の上、「具体的な提案及び効果」の枠を広げても良い。

イ その他

技術資料のヒアリング連絡先報告票（別記様式12）を作成すること。

(4) 失格について

技術資料に不備不足がある場合は、失格とし、入札参加を認めない。

不備不足がある場合とは、次のとおりとする。

ア 技術提案書が未提出、白紙の場合

- イ 工期内の完成が確認できない場合
- ウ 他の工種や構造物に損失を与える計画や提案がある場合
- エ 現場条件を無視した計画や提案がある場合
- オ 所要の環境基準を達成できない計画や提案がある場合
- オ 配置予定技術者のヒアリングにおいて、正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者が技術提案書の内容を説明できないことが明らかな場合
- カ 一括下請など建設業法に違反する提案がある場合

別表 制約条件

項目	制約条件
環境保全対策について	<p>スタジアムの基礎構造物築造における地下水保全対策、スタジアムから発生する騒音・振動等について、自然環境への影響を最低限に止めるため、府の責務として以下のような環境保全対策を講じることとしており、<u>8の(6)のイの(ウ)</u>「環境保全」の評価対象外となるので注意すること。</p> <p>【モニタリングについて】</p> <p>①地下水・河川水</p> <p>地下水については、その変化を把握できるよう以下のとおり、府にてモニタリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位(水位)：常時監視 ・流向・流速(流向・流速)：基礎杭施工前・施工中2回・施工後1回 ・河川流量(流量観測(桂川湧水量))：基礎杭施工前・施工中2回・施工後1回 ・桂川護岸矢板湧水調査(矢板通水孔の湧水量、水質(水温、pH、濁度、電気伝導度、酸化還元電位、溶存酸素))：基礎杭施工前・施工中2回・施工後1回 ・水質(汚濁度)(水温、pH、濁度、電気伝導度、酸化還元電位、溶存酸素)：常時監視 ・水質(有害物質)(水産用水基準項目(SS、有害物質(農薬、重金属、シアン、化学物質など)))：基礎杭施工前・施工中2回・施工後1回 <p>②騒音・振動</p> <p>騒音・振動については、その変化を把握できるよう以下のとおり、府にてモニタリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベル(12時間観測)：基礎杭施工前・施工中2回の連続調査(一週間) ・振動レベル(12時間観測)：基礎杭施工前・施工中2回の連続調査(一週間) ・アユモドキ飼育等個体観察(挙動観察(ビデオ観察))：工事前(負荷・挙動調査)、工事中(挙動調査) <p>③アユモドキ</p> <p>適切・継続的なアユモドキ保全対策が行えるよう引き続き以下のとおり、府及び保全活動団体にてモニタリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息調査(ビデオ調査、潜水目視観察)：6～10月に月一回実施 ・個体数調査(標識再捕調査、遡上調査、救出時調査)：9月、5月、6月に実施 <p>【モニタリング調査結果への対応】</p> <p>①地下水・河川水</p> <p>スタジアムに近い観測井3カ所のいずれかで、工事中に工事前と大きく異なる数値の変化が観測されるなど、予期せぬ調査結果が出た場合には、工事を一時中断するとともに、環境保全専門家会議に報告し、スタジアムから遠い観測井3カ所のモニタリング調査の結果を確認のうえ、「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議」(以下「環境保全専門家会議」という。)の指導・助言を踏まえ、対策を検討し実施する。</p> <p>②騒音・振動</p> <p>工事中に工事前と大きく異なる数値の変化が観測されるなど、予期せぬ調査結果が出た場合には、工事を一時中断するとともに、環境保全専門家会議に報告し、指導・助言を踏まえ、対策を検討・実施する。</p> <p>シミュレーションによる予測値との比較から、必要に応じ防音シートの設置な</p>

どの対策を検討・実施する。

③アユモドキの生息確認

桂川右岸における生息調査において、これまでより明らかに少ない個体数であった場合や、「前年9月当歳魚推定個体数と5月の前年生まれ個体数」及び「前年9月合計推定個体数と5月合計個体数」の相関関係から逸脱が見られる場合には、工事を一時中断し、環境保全専門家会議に報告し、必要がある場合には指導・助言を踏まえ、対策を検討・実施する。

【工事中の警備等の体制】

アユモドキ等の自然と共生するスタジアムを実現するため、本工事では、セメントミルクを使用しない無排土の基礎杭埋設、基礎構造物の堀削土のフィールド盛土への転用、更には、コンクリート打設を最小限に抑えるプレキャストコンクリート構造部材の使用などを予定している。これにより、現場出入りする工事車両の台数を一定数減らすことが可能となる。具体的な車両台数等は、請負業者が提出する施工計画を確認し、地元地域と調整を図った上で、チェックしていくこととしている。

現場出入りする工事車両は、京都縦貫道千代川ICや大井ICから国道9号、月読橋を経由して、府道亀岡園部線保津橋に至るルートでアクセスすることを基本とする。このルート上にある地域では、地元住民の通行安全の確保を図る交通整理員の配置や通行時間帯の取り決めなどを行い、地元の理解と協力を得て、中心市街地に工事車両が出来るだけ進入しないような工夫に努めていくこととしている。

【その他】

「平成29年度 公共事業評価調書 京都スタジアム(仮称)整備事業」による

<http://www.pref.kyoto.jp/k-hyoka/documents/20160522kyotosutadium1.pdf>

(5) 評価項目及び配点

事項	評価項目		評価基準	配点
地域への貢献	地域経済	指定資材の府内調達	指定資材を全て府内調達している。	10
			指定資材を一部府内調達している。	0.5
			指定資材を府内調達していない。	0.0
	地域雇用への貢献	府内企業の施工状況	{下請率×府内下請率×1/2+(1一下請率) ×共同企業体の中の府内企業出資割合×1} ×3 (小数第1位止め)	3.0 ~0.0
			記載が不適切な場合	0.0
			一括下請等、建設業法に違反する提案がある。	失格
企業の技術力	施工計画	仮設工事、躯体工事にかかる安全で効率的な施工計画・工程管理の取り組みに関する配慮(4項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり10
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格
	品質確保	現場打ちコンクリートの品質及び耐久性向上に関する配慮(4項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり10
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格
	環境保全	工事現場内外の環境、安全管理、近接工作物に関する配慮(2項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。	1項目当たり10
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格
配置予定技術者の能力(ヒアリング)	監理技術者及び主任技術者	施工管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度		10 ~0.0
		正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち一人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合		失格
合計点				150

(6) 加算点の計算方法

ア 地域経済

(ア) 指定資材の府内調達（別記様式7）

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目について、技術資料提出時点に予定している資材調達状況（下請企業による調達を含む。）について記載すること。

品目	規格等	備考
レディーミクストコンクリート	全規格	

- ◆ 「指定資材をすべて府内調達している。」とした場合は 1. 0点
- ◆ 「指定資材を一部府内調達している。」とした場合は 0. 5点
- ◆ 「指定資材を府内調達していない。」とした場合は 0. 0点

【留意事項】

- 技術資料提出時点に予定している資材調達状況（下請企業による調達を含む）について記載すること。
 - 調達先については、府内の企業か府外の企業か、該当する方に○印を記載すること。
 - 同一品目で調達先が府内と府外に分かれる場合は、各品目毎に府内と府外に分け、備考欄にそれぞれの数量の内訳を記載すること。
 - 「府内調達」とは、「府内で産出し、あるいは府内企業により製造・加工されて出荷される材料等の調達」とする。
 - 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、最終的な調達先の府内と府外の内訳実績が、当初の評価区分より劣る相違の場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
 - 上記について、採用されたVE提案により相違が発生する場合はこの対象としない。
 - 工事実績として、府内における資材調達を証する伝票等の整理と契約後に別途指定する様式により実績報告の提出について協力すること。
- なお、調達先の証明ができない場合は提案内容の不履行扱いとする。

(イ) 府内企業の施工状況（別記様式8）

本工事の実施にあたり、一次下請施工までの府内企業による施工が占める割合を技術資料提出時点の予定として記載すること。

また、共同企業体の中の府内企業出資割合を特定建設工事共同企業体協定書（甲型）から記載すること。

記載内容に基づき、次の式で算定し、加算点評価を行う。（小数第2位四捨五入、小数第1位止め）

$$\text{◆ } \{ \text{下請率} \times \text{府内下請率} \times 1/2 + (1 - \text{下請率}) \times \text{共同企業体の中の府内企業出資割合} \times 1 \} \times 3$$

とした場合は 3. 0～0. 0点

- ◆ 「記載が不適切な場合」とした場合は 0. 0点
- ◆ 「一括下請等、建設業法に違反する提案がある。」とした場合は 失格

【留意事項】

- 記載する事項については、技術資料提出時点の予定を記載するものとする。
なお、概算見積額とは、技術資料提出時点での入札金額とする。
- 割合については、小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。下請施工の割合（下請率）については、一次下請企業までを対象とすること。
- 下請施工の割合（下請率）については、「労務費」「材料費」「機械経費」「賃料」等のそれぞれ

一部を含むか否かにかかわらず、下請企業との間で契約等を締結する見込額の概算見積額に対する割合とする（府内企業と府外企業の占める割合【内訳】においても同様）。

- d 下請施工の割合（下請率）は、府内企業の占める割合（府内下請率）と府外企業の占める割合に分けること。なお、府内企業とは、主たる営業所（本店）が京都府内にある企業とし、府外企業はそれ以外のものとする。
- e 共同企業体の中の府内企業出資割合は、資格確認資料と整合を図ること。
- f 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、自社施工と下請施工を合わせた「府内企業の施工率」の最終の施工体制に基づく実績が、入札参加申請時の状況と比較して一定の範囲を超えて低減した場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- g 工事実績として、契約後に別途指定する様式により府内企業の下請等に係る実績報告の提出について協力すること。

イ 企業の技術力

(ア) 施工計画（別記様式9）

建築規模に比して狭小な敷地の中で、大屋根を有した大規模な建物の新築工事を行うにあたり、仮設工事、躯体工事において安全管理に配慮した効率的な施工計画や工程管理が必要となることから、「仮設工事、躯体工事にかかる安全で効率的な施工計画・工程管理の取組に関する配慮」について技術提案を4項目求める。

1項目当たり 1. 0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1. 0点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0. 5点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0. 0点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案4項目総てに「優位な工夫がみられる」場合は満点の4. 0点、その他の場合は0. 5点刻みの3. 5～0. 5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(イ) 品質確保（別記様式10）

大屋根を有した巨大構造物である本施設においては安定して大屋根を支えるコンクリート構造体に高い耐久性が要求され、品質の確保をより確実に行う必要があることから、「現場打ちコンクリートの品質及び耐久性向上に関する配慮」について技術提案を4項目求める。

1項目当たり、1. 0点（最高点）～0点（標準点）を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1. 0点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0. 5点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0. 0点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案4項目総てに「優位な工夫がみられる」場合は満点の4. 0点、その他の場合は0. 5点刻みの3. 5～0. 5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

(ウ) 環境保全(別記様式11)

本敷地周辺には、JR亀岡駅、JR軌道、住宅、田畠があるため、工事現場内外の環境、安全管理及び近接工作物に配慮が必要である。

特に杭工事の施工や工事排水などについて十分な注意が求められていることから、地下水、騒音、振動等への配慮が要求されている。

また、車両通行経路の住民や周辺歩行者に対する安全性を確保するとともに、近接の線路への影響を極力減らす必要があり、「工事現場内外の環境、安全管理、近接工作物に関する配慮」について技術提案を2項目求める。

1項目当たり、1.0点(最高点)～0点(標準点)を与える。

- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫または複数の工夫がみられる。」
とした場合は 1.0点
- ◆ 「施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。」
とした場合は 0.5点
- ◆ 「評価すべき技術提案がない。」
とした場合は 0.0点
- ◆ 「他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。」
とした場合は 失格

技術提案2項目総てに「優位な工夫がみられる」場合は満点の2.0点、その他の場合は0.5点刻みの1.5～0.5点、提案総てに「評価すべき提案がない」場合は0点となる。

【留意事項】

- a 提案数は、施工計画4項目以下、品質確保4項目以下、環境保全2項目以下とする。なお、VE提案と同一の技術提案があった場合は、入札時VEで評価することとし、総合評価では加点しない。
- b 各提案の根拠となる説明資料を含めて1項目あたりA4判1ページ以内に簡潔にまとめるこことし、文字サイズは10ポイントとする。
- c 指定した提案数を超えた場合は、その超えた提案を、また1ページを超えた提案があった場合は、2ページ以降を審査の対象としない。
- d 曖昧な表現は避けること。
- e 提出後の技術資料については、契約担当者が依頼する場合を除き、修正、追加、再提出は認めない。
- f 採用された技術提案の内容が受注者の責めにより満足することができない場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- g 技術資料に関するヒアリングにおいて記述内容の確認を行う場合がある。

(エ) 配置予定技術者の能力

共同企業体のすべての構成員が配置を予定しているすべての技術者に対して、施工管理や周辺環境などにおける当該工事の特性の理解度についてヒアリングを行い予定技術者としての能力を評価する。

1.0点(最高点)～0点(標準点)を与える。

- ◆ 「施工管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度」
の評価点 1.0～0.0点
- ◆ 「正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち1人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合」
とした場合は 失格

(7) 評価内容の担保

採用された技術提案(府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がな

され、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。) の内容が、受注者の責めにより、満足することができない場合は次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点

技術提案の内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は減点を行わない。

※) 8点: 請負工事成績評定実施要領の考查項目「法令遵守等」の文書注意相当

イ 違約金

契約担当者は、「指定資材の府内調達」「府内企業の施工状況」「施工計画」「品質確保」「環境保全」に記載した技術提案の内容が、受注者の責めにより履行できない場合に、再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは違約金を徴収するものとする。

違約金の徴収については、契約金額の減額により行うことを基本とする。

また、違約金は、技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じて算出された金額とする。

$$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C \quad (\text{小数点以下切り捨て整数止})$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

ただし、その評価が $0 < \alpha - \beta \leq 0.3$ の場合は違約金を徴収しない

9 設計図書の配付期間等

(1) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成29年8月15日(火)午前9時から平成29年9月8日(金)午後4時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの配布期間に、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの配布期間(日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(アの期間の最終日にあっては、午後4時)までに、3の(1)の担当部局へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、本件工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間

平成29年8月15日(火)午前9時から平成29年10月24日(火)午後2時まで

イ 閲覧方法等

- (ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。
- (イ) 閲覧設計図書の全部については、アの閲覧期間（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあっては、午後2時）までに、3の(1)の担当部局で閲覧することができる。
なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、3の(1)の担当部局に事前に問い合わせること。
- (ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供する。それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、3の(1)の担当部局に事前に問い合わせること。

10 確認申請書、資格確認資料、VE提案書、技術資料及び設計図書に関する質問回答

- (1) 質問については、別記様式に記入し、確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料に関する質問にあっては平成29年8月23日（水）までに、設計図書に関する質問にあっては平成29年10月10日（火）までに、ファクシミリで3の(2)の担当部局へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料に関する質問にあっては平成29年8月25日（金）までに、設計図書に関する質問にあっては平成29年10月17日（火）までに入札情報公開システムに掲載する。

11 予定価格に関する質問回答

- (1) 質問については、予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領（以下、「予定価格質疑取扱要領」という。）第4条に規定する照会書（様式第1号）に記入し、16の(1)のエの（ア）に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出し、ファクシミリ送信の旨を電話連絡すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、予定価格質疑取扱要領第5条第1項に規定する回答書（様式第2号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）以内に、照会書を提出した者に対してファクシミリで送信し、その旨を電話連絡することにより回答する。
なお、やむを得ない事由により、予定価格に関する質問事項について、期日までに回答することが困難である場合は、開札以降の日程を変更することがある。
- (3) 回答をすべき質問として取り扱わないこととした質問を行った者に対しては、予定価格質疑取扱要領第5条第2項に規定する質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、質問をすることができる期間の終了日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に、ファクシミリで通知する。

12 入札参加資格並びに入札時VE方式及び総合評価に係る技術提案の確認

- (1) 提出期間
平成29年9月7日（木）午前9時から午後6時まで及び平成29年9月8日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 入札参加資格の確認

資格確認資料を(1)の期間内に提出すること。

なお、この工事は、原則として電子入札システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、3の(2)の担当部局に持参（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）又は郵送（(1)の提出期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、電子入札システムにより確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の提出期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、確認申請書及び資格確認資料をA4判で1部、3の(2)の担当部局に持参又は郵送（(1)の提出期限内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 入札時VE方式に関する技術提案の確認

入札に参加を希望する者は、VE提案書を(1)の期間内に次のとおり提出すること。

なお、期限までにVE提案書を提出しない者及びVE提案書が適正でない者は、この入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の(2)の担当部局

イ 提出部数

書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データ各1部

ウ 提出方法

持参（(1)の提出期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。））又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

なお、技術提案の追加、訂正、再提出は認めない。

エ その他

CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット（レベル1）とし、次の情報を記載する。

情報の記載は、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの（シール）の貼り付けは認めない。

- ・工事名称
- ・共同企業体名称
- ・ウイルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式

(4) 総合評価に関する技術提案の確認

入札に参加を希望する者は、技術資料を(1)の期間内に次のとおり提出すること。

なお、期限までに技術資料を提出しない者及び技術資料が適正でない者は、この入札に参加することができない。

ア 提出場所

3の(2)の担当部局

イ 提出部数

書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データ各1部

ウ 提出方法

持参 ((1)の提出期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。))又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

なお、技術提案の追加、訂正、再提出は認めない。

エ その他

CD-Rのフォーマットは、ISO9660フォーマット(レベル1)とし、次の情報を記載する。

情報の記載は、直接印刷、もしくは油性フェルトペンでの記載のみとし、ラベル印刷したもの(シール)の貼り付けは認めない。

- ・工事名称
- ・共同企業体名称
- ・ウイルスチェックに関する情報
- ・フォーマット形式

(5) その他

ア 確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

13 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

ヒアリング日時及び場所については、平成29年9月11日(月)を予定しており、3の(1)の担当部局から各入札参加者ごとに別途通知する。

(2) 出席者

共同企業体の全ての構成員が配置を予定している全ての技術者

(3) 出席に係る費用

入札参加者の負担とする。

14 入札参加資格確認通知並びに入札時VE及方式及び総合評価に関する技術提案の採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認をした者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

なお、この入札参加資格の確認は、建設業者としての資格の有無とともに、配置予定技術者についても資格確認資料による詳細な審査を行う。

(2) 入札時VE方式に関する技術提案の採否通知

VE提案書の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

なお、技術提案の採否等に関して必要な場合は、条件を付けることがある。

(3) 総合評価に関する技術提案の採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。
なお、技術提案の採否等に関して必要な場合は、条件を付けることがある。

15 入札参加資格がないと認められた者並びに入札時VE方式及び総合評価に関する技術提案の採否通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者並びに入札時VE及び総合評価に係る技術提案の採否通知を受けた者は、本府に対して、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間

平成29年10月12日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

3の(1)の担当部局と同じ

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。

(2) 説明を求められた場合は、平成29年10月19日（木）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

16 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成29年10月23日（月）午前9時から午後6時まで及び平成29年10月24日（火）午前9時から午後2時まで

イ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成29年10月24日（火）午後2時

(イ) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

京都府総務部入札課

ウ 予定価格の通知・公表

(ア) 入札者への通知

平成29年10月24日（火）

(イ) 予定価格の公表

平成29年10月25日（水）

エ 予定価格に関する質問の受付・回答

(ア) 受付

予定価格の通知をしたときから平成29年10月26日（木）正午まで

(イ) 回答

平成29年10月30日（月）まで

オ 予定価格に関する質問がないとき

(ア) 開札日時

平成29年10月27日（金）午前10時

(イ) 再度入札を行う場合の入札期間

- 平成29年10月30日（月）午前9時から午後2時まで
- (ウ) 再度入札の開札日時
平成29年10月30日（月）午後2時30分
- カ 予定価格に関する質問があるとき
(ア) 開札日時
平成29年10月31日（火）午前10時
- (イ) 再度入札を行う場合の入札期間
平成29年11月1日（水）午前9時から午後2時まで
- (ウ) 再度入札の開札日時
平成29年11月1日（水）午後2時30分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子入札システムにより入札書、工事費内訳書及びVE提案を採用された者にあっては、VE提案によるコスト縮減に関する縮減額算定調書（別記様式16-1、16-2及び16-3。以下「コスト縮減額算定調書」という。）を提出すること。

なお、工事費内訳書と別に作成したコスト縮減額算定調書を、ファイル圧縮ソフト等（zip形式を推奨）で工事費内訳書ファイルと結合し一つのファイルにまとめた上で、工事費内訳書として提出すること。

また、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、(1)のイの(イ)の提出先に持参又は郵送((1)のイの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、入札書に工事費内訳書又はコスト縮減額算定調書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に入札書、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を(1)のイの(イ)の提出先に持参又は郵送((1)のイの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。ただし(10)に規定する再度入札を行う場合は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の持参又は郵送を要しない。

- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名、入札書及び再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府総務部入札課あての親展とする。
- (ウ) 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「工事費内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。
- (エ) 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
- (オ) 「工事費内訳書」と朱書きした中封筒には、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
- (カ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- (キ) (10)に記載した再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封筒（封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの）を第1回の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

(ク) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は平成29年10月2日に設計図書に参考資料として追加添付する参考数量書の項目に一致させること。

なお、消費税相当額を除く合計金額（工事価格）は、入札書に記載する金額に一致させること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名及び商号（名称）のみを記載すること。

エ コスト縮減額算定調書は、積算内訳書（別記様式16-1）、内訳に対する明細書（別記様式16-2）及びコスト縮減票（別記様式16-3）について作成することとし、工事の全てを標準案に基づき施工する場合は本様式の提出は求めない。

なお、積算内訳書の記載内容は平成29年10月2日に設計図書に参考資料として追加添付する参考数量書の項目に一致させることとし、「VE提案による縮減額」欄には、標準案による工事費と採用されたVE提案に基づく工事費の差額を記入する。

また、VE提案によるコスト縮減額及び算定根拠は、入札時VEの審査のため提出された施工計画と矛盾の無い内容とすること。

オ 工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

カ (10) に規定する再度入札を行う場合は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の提出を要しない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 開札の日時において有効な工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札
- チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者のした入札

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にあっては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が（1）のイの（イ）の提出先に到達するまで、電子入札者にあっては入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。

この場合、紙入札者にあっては、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 予定価格の公表

入札締切日の翌日に、入札情報公開システムにより予定価格を公表する。また、入札者には、入札締切日に入札締切通知書により予定価格を通知する。

(10) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、エにより、再度入札に参加できる者がいるときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（エのいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（紙入札者については、ファクシミリにより通知する。）。

（ア）再度入札を行う旨

（イ）再度入札の入札書の提出期間

（ウ）再度入札の開札日時

エ 再度入札は1回限りとする。

エ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）当初入札において不着又は辞退となった者

（イ）当初入札において無効又は失格の入札をした者

オ イの通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本府は一切の責めを負わない。

17 入札保証金

免除する。

18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、調査基準価格未満で契約する工事にあって補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

19 開札

開札は16の(1)のオ及びカの日時にイの(イ)の場所において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

20 落札者の決定方法

(1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、以下のア及びイを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、本工事は、入札時VEの試行工事であることから、調査基準価格未満の判断については、コスト縮減額算定調書に記載されたコスト縮減額と入札額の合計額によって行うものとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

イ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。

(2) 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

(3) 低入札価格調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に京都府の指名停止措置を受けた構成員を含む共同企業体のした入札は無効とする。

21 低入札価格調査

(1) 「低入札価格調査制度に係る取扱要領」（以下「低入要領」という。）に基づき、調査基準価格を下回る価格の応札があった場合、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するので、調査対象となった旨の連絡を3の(1)の担当部局から受けた者は、調査に協力すること。

なお、本工事は入札時VEの試行工事であることから、採用されたVE提案に基づくコスト縮減により、入札額が調査基準価格を下回った入札であると認められる者については、低入札価格調査、現場配置専任技術者（補助技術者）の増員及び前払金割合の減額の措置の対象としない。この場合、VE提案に基づくコスト縮減の内容等についてヒアリング等を実施する場合があるので、協力すること。

また、調査基準価格未満の入札を行った者の内、極端な低価格での入札を行った者に対して、低入要領に基づき特に重点的な調査を実施するものとする。

- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、「建設交通部低入札価格調査マニュアル」(以下「低入札マニュアル」という。)に規定する書類を、開札日の翌日から起算して5日後(日曜日及び土曜日を除く)の午後5時までに3の(1)の担当部局に提出すること。
- (3) 必要書類を提出済みの入札者の内、最も評価値が高い入札者について、低入札マニュアルに基づくヒアリング等の詳細調査を行う。
- なお、事情聴取において契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために追加資料が必要と判断した場合、別途追加資料を求め、再度事情聴取を行うことがある。
- (4) 調査の結果、適正な履行がなされないおそれがあると判断されれば、この入札者の入札を失格とした上で、保留を継続し、必要書類を提出済みの入札者の中から次順位者について、(3)と同様の手続きを繰り返す。ただし、次順位者が調査基準価格未満でない場合は、調査を行わず、その者を落札者とする。
- (5) 適正な履行がなされないと判断されれば、落札決定を行う。なお、保留中の無効、失格にかかわらず、落札決定まですべての入札者の配置予定技術者は他の専任を要する工事の配置予定技術者にはなれない。
- (6) 資料及び追加資料の提出時に各様式又は各様式の添付資料が不足又は不備である場合、提出を受け付けない。
- なお、以下の場合は、「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出すること。
- ア 指定した期限までに不備及び不足のない資料を提出できない場合
 - イ 指定した期限までに不備及び不足のない追加資料を提出できない場合
 - ウ 資料を提出した後、資料に不備又は不足があるため資料を返却された場合
- (7) 調査に必要な資料を提出しない等調査に協力しない者とみなした場合、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (8) 低価格契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、検査やその他の時に支払等を確認する資料の提出又は提示を求めるので協力すること。この中で建設業法に抵触する行為が確認された場合は、法に基づく処分又は京都府の指名停止措置を行うことがある。

22 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

23 契約書手続

- (1) 落札者の決定後、7日以内に、京都府ホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく仮契約書を作成すること。
- なお、低入札価格調査制度を適用する工事であって、調査基準価格未満で落札した者との契約については、建設交通部工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、同条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更する。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。
- (3) 落札者が落札決定後、仮契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

24 支払条件

(1) 前払金

ア 各年度の出来高予定額の10分の4以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を前払いする。

イ 各会計年度前金払を行う。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、各年度の出来高予定額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

各年度の出来高予定額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

25 随意契約により締結する予定の有無

無

26 その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札者にあっては、府のホームページに掲載されている「京都府公共工事電子入札運用基準」を遵守すること。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (6) 開札後、仮契約を締結するまでに本府の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (7) 再度入札において、入札締切通知書により通知する予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。ただし、郵送により再度入札書を提出した者を除く。（当初入札における提案内容を実施することができない場合についても、入札を辞退すること。）
なお、再度入札に参加した者が、予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。
- (8) 落札者は、6の(2)のイの配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。また、技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。
なお、契約日から工事開始までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

- (9) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。
なお、これに違反した場合は、契約の解除および指名停止措置を行うことがある。
- (10) 低入札価格調査を経て調査基準価格未満で契約する工事においては、以下の措置を行う。
ア 工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者をそれぞれの構成員に専任配置すること。
なお、補助技術者は、5の(3)のエに示す監理技術者又は主任技術者としての経験を求める。
また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。
- イ 各年度の出来高予定額の10分の4以内としている前払金割合を、各年度の出来高予定額の10分の2以内とすること。
- (11) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とすること。
- (12) 落札者は、仮契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (13) 事業協同組合は、本一般競争入札の特定建設工事共同企業体の構成員として入札参加確認申請をすることはできないが、それぞれの構成員及び組合員については、単体として要件を満たす場合には、構成員として申請することができる。
- (14) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (15) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。
- (16) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(以下「元下指針」という。)を遵守すること。
なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。
- (17) 落札者は、原則府内企業を下請負先として選定すること。なお、府内企業の下請け比率に応じた工事成績評定を実施する。
- (18) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを提出すること。
- (19) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日(平成30年2月1日)までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。
- (20) 入札に参加する共同企業体で、6の(2)のキの(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの(以下「親子会社等」という。)がそれぞれ別の共同企業体他を結成している場合、それらの共同企業体は、同時にこの入札に参加することができない。ただし、親子会社の全てが、それぞれ共同企業体の代表者以外のその他の構成員である場合又は親子会社等同士が同一の共同企業体を結成している場合は、この限りではない。
- (21) この入札において、(20)に該当するこの入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札するまでに、そのものを除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (22) 別途入札予定の京都スタジアム(仮称)新築工事(電気設備工事)並びに京都スタジアム(仮称)新築工事(機械設備工事)の入札状況により、契約後、工事を一時中断することがある。
- (23) 京都府暴力団排除条例第13条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合、低入札工事にあって補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (24) 本入札では、積算内容等を変更する必要が生じた場合、入札期間中に積算内容等を変更し、入札を継続する場合がある。
- (25) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。

別記

VE 提案条件

1 工事概要

本工事は平成32年春からの供用開始を目指し、亀岡市追分町地内（亀岡駅北土地区画整理事業地）において京都スタジアム（仮称）を建設するものである。

2 施工範囲（工事目的物）

(1) 球技専用競技場（建築主体工事）

3 尺寸・形状

球技専用競技場

(1) 延べ床面積：34,140.15 m²

4 施工用地

(1) 亀岡市追分町地内 33,140.81 m²

(2) 周囲の状況

本敷地は亀岡駅北土地区画整理事業地内に位置している。

当該事業は平成32年春施工完了予定であり、現時点における調整状況については以下のとおり。

□北側を除く敷地周囲の道路については、下記期間中工事用に活用可能（要調整）。

・活用可能期間：平成30年3月から平成31年9月まで

・道路施設等は適切に養生し、返却時には現況復旧すること。

□工事用地南東側敷地については下記期間中資材ヤードとして使用可能（要調整）。

・使用可能期間：平成30年1月から平成31年9月まで

※詳細は図面（No.163「仮設計画図 その1」）参照のこと

5 工期

平成31年12月28日まで

6 設計条件

(1) 設計期間

平成30年1月31日までに設計を完了し、図面、内訳書を提出すること。

(2) 設計の考え方

本スタジアムは公益財団法人日本サッカー協会の定める「スタジアム標準」における「クラス1」に対応する施設として設計している。

また、ラグビー、アメリカンフットボール等の関連スポーツ団体との調整が既に完了しているため、VE提案は大屋根を含む躯体構造に限るものとし、間取り、仕上げ等の意匠設計に変更が及ばないよう注意すること。

(3) 関連工事への影響

本工事においては、主体（建築）工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事の分離発注をしている。

VE提案については、関連工事（電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備）への影響を最小限に留めるとともに、採用された技術提案により関連工事が増額となる場合は、設計を含め本工事の落札者の負担とし、契約後に設計変更により減額する。

また、関連工事が減額となる場合は、この減額を見込まないものとし、入札書は主体（建築）工事のみの縮減額を記載すること。なお、関連工事に増減額が発生する場合は設計に要する費用も含めて増減額がわかる資料を提出するものとする。ただし、落札者が負担する関連工事の増額については、京都府が内容精査の上決定する。

7 施工条件

(1) 関係機関等との協議が未成立のもの

本施設については、公共施設等運営権制度を活用した事業等により、施設そのものの収益性の向上を中心長期的な收支計画に組み込んでいくことにより公的負担を軽減させるとともに、地域の活性化や持続的成長の核として機能させていくことを検討している。

運営事業者決定は平成31年春頃が見込まれるが、その後、工事途中段階において一定の変更(特に「にぎわい」部分)が発生する可能性がある。

上記運営事業者によるにぎわい施設部分の内装等工事等において一部工事が完了しない部分が発生した場合は仮使用承認により、その他の部分供用開始すること。

【標準案】

1 車体構造

(1) 基礎

鉄筋コンクリート造

(2) 柱

鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

(3) 梁

プレキャスト鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造)

(4) 段床(梁)

プレキャスト鉄筋コンクリート造

※杭(鋼管杭)(先端翼付き回転貫入工法)についてはVE提案の対象外とする。

2 屋根鉄骨構造

立体トラス(ボールジョイントによるシステムトラス、一部在来鉄骨による立体トラス)

工事入札結果詳細情報

案件番号	0901201701001301
調達機関(部局・事務所)	入札課担当案件 入札課
案件名称	京都スタジアム（仮称）新築工事（主体工事）
工事場所	亀岡市追分町地内
入札方式	一般競争入札
種別	建築一式工事
工期	工事開始日～平成 31 年 12 月 28 日
予定価格（税込）	10,060,200,000 円（入札書比較価格：9,315,000,000 円）
調査基準価格（税込）	9,054,180,000 円（入札書比較価格：8,383,500,000 円）
紙・電子区分	電子入札
開札執行日時	平成 29 年 10 月 27 日 午前 10 時 07 分
落札業者名	竹中・公成・長村特定建設工事共同企業体
落札金額(税込)	10,044,000,000 円（入札書記載金額：9,300,000,000 円）
入札執行回数	1 回
低入札価格調査について	
備考	

No.	業者名称	入札金額 1 回目	技術評価点	評価値	摘要
1	竹中・公成・長村特定建設工事共同企業体 代表者：(株)竹中工務店 大阪市中央区 構成 1：公成建設(株) 京都市下京区 構成 2：(株)長村組 京都市中京区	9,300,000,000 円 (10,044,000,000 円)	109.2	1.174193	落札
2	清水・金下・三煌特定建設工事共同企業体 代表者：清水建設(株) 東京都中央区 構成 1：金下建設(株) 宮津市 構成 2：(株)三煌産業 亀岡市	10,700,000,000 円 (11,556,000,000 円)	107.4	1.003738	予定価格超過

